

第 5 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

議事次第

日時：令和 3 年 10 月 14 日（木）15：00～18：00

場所：農林水産技術会議委員室（Web 会議と併用開催）

- 1．開会挨拶
- 2．農林水産省生物多様性戦略の改定案
 - （1）検討状況について
 - （2）本文案について
- 3．連絡事項等
- 4．閉会挨拶

<資料一覧>

資料 1 議事次第

資料 2 検討会委員名簿

資料 3 第 5 回検討会説明資料

資料 4 戦略本文案

新農林水産省生物多様性戦略検討会 委員名簿

● 涌井 史郎	東京都市大学特別教授
○ 橋本 禅	東京大学大学院農学生命科学研究科（東京大学未来ビジョン研究センター兼任） 准教授
栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
生部 誠治	一般社団法人 全国農業協同組合中央会 農政部部長
井村 辰二郎	公益社団法人 日本農業法人協会 理事、有機栽培農家
大津 愛梨	O2Farm 6 次化担当、NPO 法人田舎のヒロインズ理事長
大場 あい	毎日新聞社 科学環境部 記者
岡部 貴美子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 生物多様性研究拠点 拠点長
河口 真理子	不二製油グループ本社株式会社 CEO 補佐（ESG・市場価値創造担当）、立教大学 21 世紀社会デザイン研究科 特任教授
菊池 紳	いきもの株式会社 創業者・代表取締役
二村 睦子	日本生活協同組合連合会 常務執行役員
松原 稔	りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長
森井 茂夫 （臨時委員）	日本水産株式会社 CSR 部 担当部長 必要に応じて随時

●座長、○副座長

(敬称略、50 音順)

第 5 回新農林水産省生物多様性戦略検討会

説明資料

令和 3 年 1 0 月 1 4 日

農林水産省

1 農林水産省生物多様性戦略改定の検討状況

ポスト2020生物多様性枠組 関連スケジュール

(2021年10月現在)

2021年

8月 生物多様性 新目標交渉

9月 国連食料システムサミット（首脳級）

10月 生物多様性条約COP15 第1部

10月 G20サミット

10～11月 気候変動枠組条約COP26

12月 東京栄養サミット

2022年

1月（暫定） 生物多様性 新目標交渉

4～5月 生物多様性条約COP15 第2部（次期世界目標決定）

5月以降 次期生物多様性国家戦略の策定

※これらの日程については変更の可能性があります。

ポスト2020生物多様性枠組 1次ドラフトの構造

2050年ビジョン

自然と共生する世界

2050年ゴール(A~D)及び2030年マイルストーン

A 生態系15%増、絶滅速度を1/10に減、遺伝的多様性を90%維持

- i 自然生態系の面積、連結性及び一体性が少なくとも5%増加
- ii 絶滅リスクを10%減少
- iii 遺伝的多様性を90%維持

B 保全と持続可能な利用により、自然がもたらすもの(NCP)を評価・維持・強化

- i 意志決定において自然及びNCP*が十分考慮されること
- ii SDGsにも貢献しながら、NCPの長期の持続可能性が確保されること

C 遺伝資源の利用から生じる利益が公正かつ衡平に配分

- i 遺伝資源提供者が配分される金銭的利益の割合の増加
- ii 利益配分での非金銭的利益の増加

D 2050ビジョン達成のための財政手段及びその他の手段に係るギャップの縮小

- i 生物多様性に必要な毎年7,000億ドルの資金不足(ギャップ)を縮める
- ii 能力構築、科学技術協力等の資金以外の手段を利用可能にする
- iii 2030年までに、その後の10年間の資金及び手段を約束する

2030年ミッション

地球と人類の恩恵のために、生物多様性を回復の軌道に乗せるため、緊急な行動を社会全体で起こす

2030年ターゲット(取るべき行動)

a 脅威の縮小

1. 全ての陸域/海域を、生物多様性も包括した空間計画下に置き、原始的な自然地域を維持
2. 劣化した生態系の20%を再生・復元
3. 陸域/海域の重要地域を中心に30%保全
4. 野生生物との軋轢回避を含め、生物種と遺伝的多様性の回復・保全のために行動
5. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
6. 外来生物の新規侵入及び定着を50%減
7. 環境中の栄養分の喪失を1/2に、環境への殺虫剤の放出を2/3に、プラスチック廃棄物の流出を根絶
8. 年100億トンCO₂相当分の緩和を含め、生態系により気候変動に対する緩和・適応に貢献

b 人々の要請に応える

9. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、医薬、生計を含む、福利の確保
10. 農業、養殖業、林業で使われている空間を持続可能に管理し、生産性等を向上
11. 大気質、水の質と量の調節に、災害からの保護に貢献する自然の恵みを維持・促進
12. 緑地、親水空間の面積及びアクセス増加
13. ABSを促進・確保するための措置の実施

c ツールと解決策

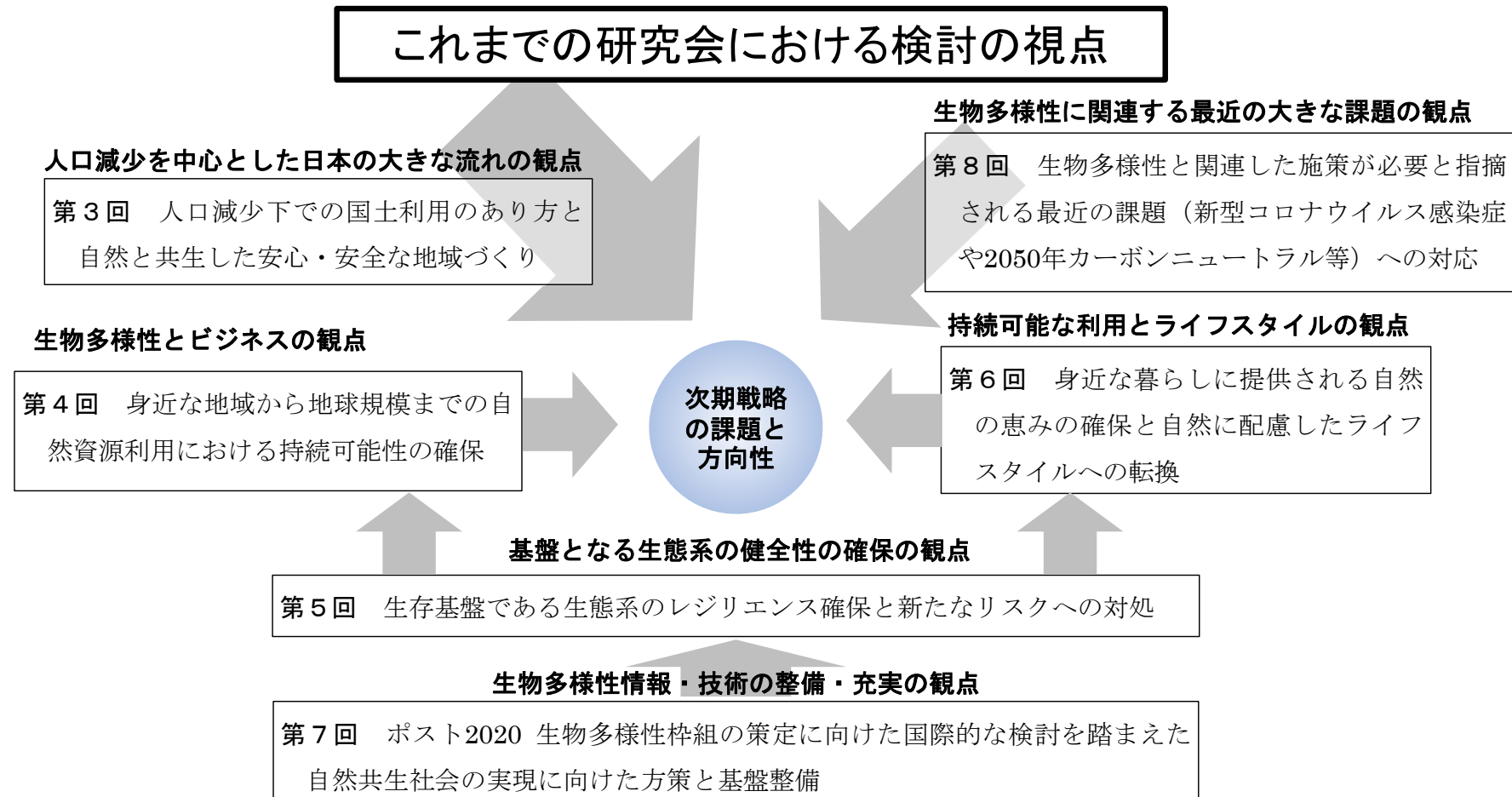
14. 政策、規制、計画、開発プロセス、会計等への生物多様性の価値の統合
15. 全てのビジネスが生物多様性への依存及び影響を評価・報告・対処し、悪影響を半減
16. 廃棄量を半減させるべく、責任ある選択と、必要な情報の入手を可能にさせる
17. バイオテクノロジーによる悪影響への対処のため、能力を強化し、措置を実施
18. 生物多様性に有害な補助金を改廃、年5,000億ドル分削減し、すべての奨励措置が生物多様性に害をもたらさないようにする
19. 全ての財源からの資源(資金)動員を年2,000億ドルまで増やし、途上国向けの国際資金は年100億ドル増やす
20. 啓発、教育、研究により、重要な情報が生物多様性管理の意志決定を先導の確保
21. 生物多様性に関連する意思決定への衡平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

実施サポートメカニズム／実現条件／責任と透明性／アウトリーチ、啓発、広報

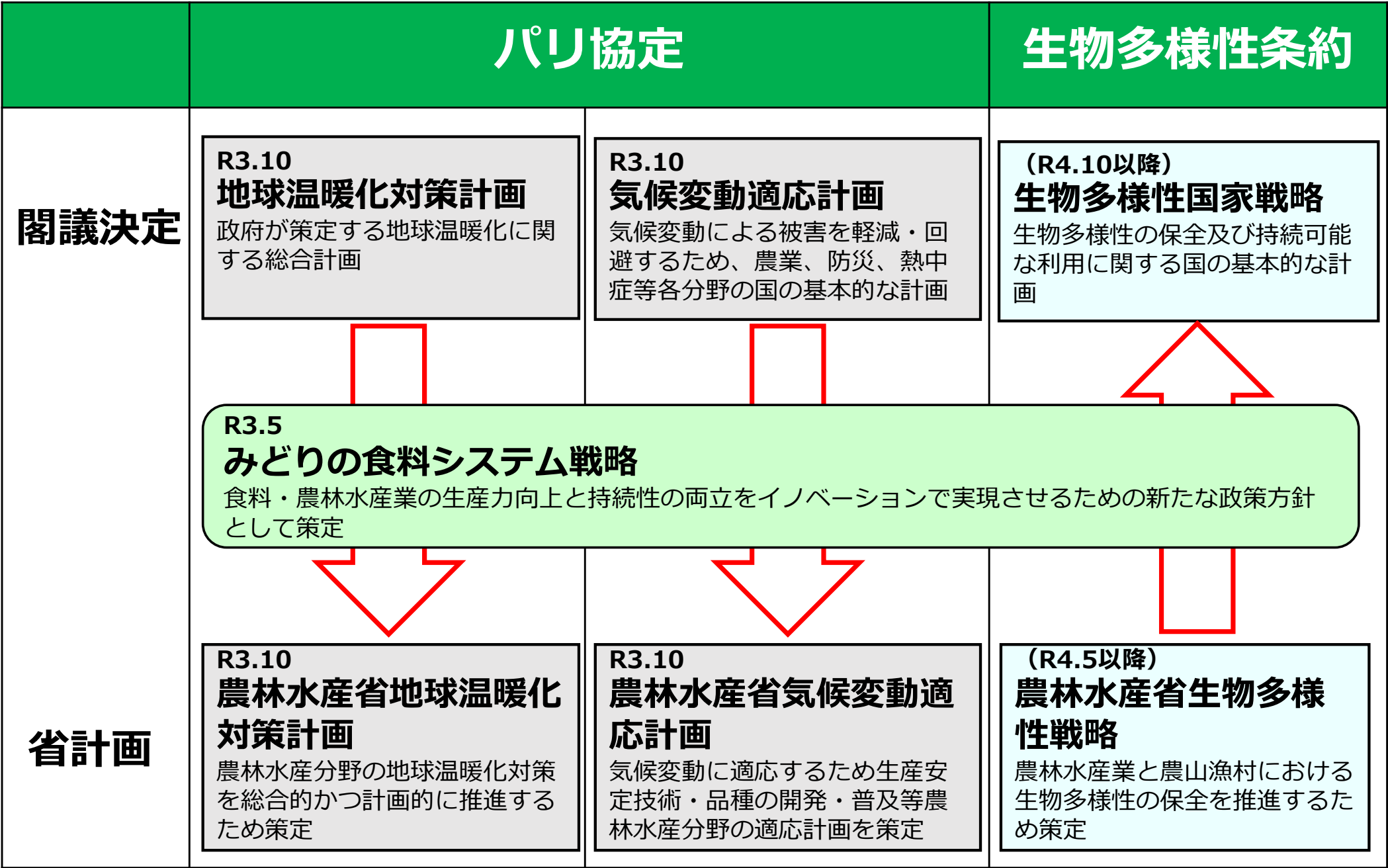
*NCP: Nature's Contribution to People: 自然がもたらすもの(自然の恩恵)。生態系サービスに代わる概念としてIPBESが提唱。

次期生物多様性国家戦略研究会

- ・次期生物多様性国家戦略に向けた課題抽出等を目的に2020年1月に開始。
(座長：中静透（国立研究開発法人森林研究・整備機構理事長）)
- ・研究会は全9回開催。2021年6月の最終回で議論をまとめ、7月に報告書を公表。
- ・報告書では、自然を活用した解決策（NbS：Nature-based Solutions）の考え方を取り入れ、生物多様性の保全、持続可能な利用、主流化の観点から2050年の目指すべき状態を描いた。



みどりの食料システム戦略と当省が策定する気候変動等に係る計画について



農林水産省生物多様性戦略 改定案検討の経緯と今後のスケジュール

- ・令和元（2019）年度に有識者による研究会を開催して見直しに向けた提言を公表。
- ・令和2（2020）年8月に新農林水産省生物多様性戦略検討会を立ち上げ、改定案の検討を開始。
（座長：涌井史郎（東京都市大学特別教授））
- ・サプライチェーン全体の視点を取り入れた2030ビジョンや戦略の構成などを議論。
- ・令和4年3月頃の戦略改定案の中間取りまとめ公表（予定）に向けて、引き続き検討会で議論。

令和元（2019）年度

農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会（2回開催）

2月17日 農林水産省生物多様性戦略改定のための提言 公表

令和2（2020）年度

7月20日 勉強会（前年度の検討結果及び新たな視点の共有）

8月18日 新農林水産省生物多様性戦略検討会 設置

8月31日 第1回検討会（勉強会を踏まえた生物多様性戦略構成案の検討）

10月19日 第2回検討会（生物多様性戦略本文の検討～背景、構成案、追加する主な論点～）

1月18日 第3回検討会（生物多様性戦略本文の検討～全体構成案、戦略本文前半～）

3月 9日 第4回検討会（生物多様性戦略本文の検討～戦略本文後半～）

令和3（2021）年度

10月14日 第5回検討会（生物多様性戦略本文の検討～戦略本文後半～）

1月以降 第6回検討会（生物多様性戦略改定案 中間とりまとめ案の検討（予定））

3月頃 農林水産省生物多様性戦略の改定案 中間とりまとめ公表（予定）

令和4（2022）年度

5月以降 決定したポスト2020生物多様性枠組の内容を受けて、必要な修正を加え戦略を確定（予定）

第4回検討会資料からの主な変更点（委員のご意見を踏まえた主な修正）

①「みどりの食料システム戦略」と農林水産省生物多様性戦略の整合について

→「みどりの食料システム戦略」は生物多様性だけでなく、温暖化や人手不足等の課題も含めて生産性向上と環境負荷の低減をイノベーションで実現を目指すものであり、それに基づき農林水産省生物多様性戦略を策定、具体的には「まえがき」に「みどりの食料システム戦略」の意義を記載するとともに「テーマ別方針」、「関連施策一覧」の各項目に「みどりの食料システム戦略」が目指す姿と取組方向等を記載

②有機農業だけでなく、環境保全型の農業全般の中に有機農業があるという記載にすべき

→有機農業も含め環境負荷の軽減を重視した農業を推進することを記載

③野生動物のネガティブな部分を記載すべき

→「4）野生生物による農林水産業への被害と防止対策」の項目で記載

④日本の水産資源は国際的にも非常に重要、個別の水産物の保存対策の表現を整理すべき

→水産資源をしっかりと管理することが生物多様性の保全につながることに、資源管理に繋がるIUU漁業対策を記載

⑤認証制度は、一箇所にまとめて記載すべき

→「（2）生産現場の取組を後押しして、サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する」の項目で記載

⑥調達と資源循環について、プラスチック以外にも触れるように項目の構成を見直すべき。

→持続可能性に配慮した輸入原材料調達、木材流通等を記載し構成を変更

⑦教育についてしっかり書き込むべき

→テーマ別方針「理解の醸成と行動変容の促進」の項目のうち（食育や農林漁業体験の推進）、（国民参加の森林づくり等の推進）に理解を深める活動を推進するよう記載

⑧評価について、アカデミックだけでなく金融からの評価や活用の視点も記載すべき

→企業のESG評価手法や情報開示義務等に関する国際動向について必要な情報を適時に入手する必要があることを記載

2 農林水産省生物多様性戦略改定案の概要

「ポスト2020生物多様性枠組」を踏まえ、農林水産省生物多様性戦略（2007年7月策定、2012年2月改定）を見直し、農林水産分野における生物多様性に関連する施策を推進する。

<見直しの背景>

- IPBES 地球規模評価報告書公表（2019年5月）
- 地球規模生物多様性概況第5版（GBO5）（2020年9月）
 - 生物多様性損失の直接的な要因への対処に加えて、
間接要因となる社会経済活動への対応が重要
- **新型コロナウイルス感染症の発生と拡大（2020年3月頃～）**
- ダスグプタ・レビュー（2021年2月）
- TNFD発足、G7サミット「2030自然協約」合意（2021年6月）
- 生物多様性条約COP15第1部（2021年10月 オンライン）
- 生物多様性条約COP15第2部（2022年4～5月 中国）
- ポスト2020生物多様性枠組 採択（予定）

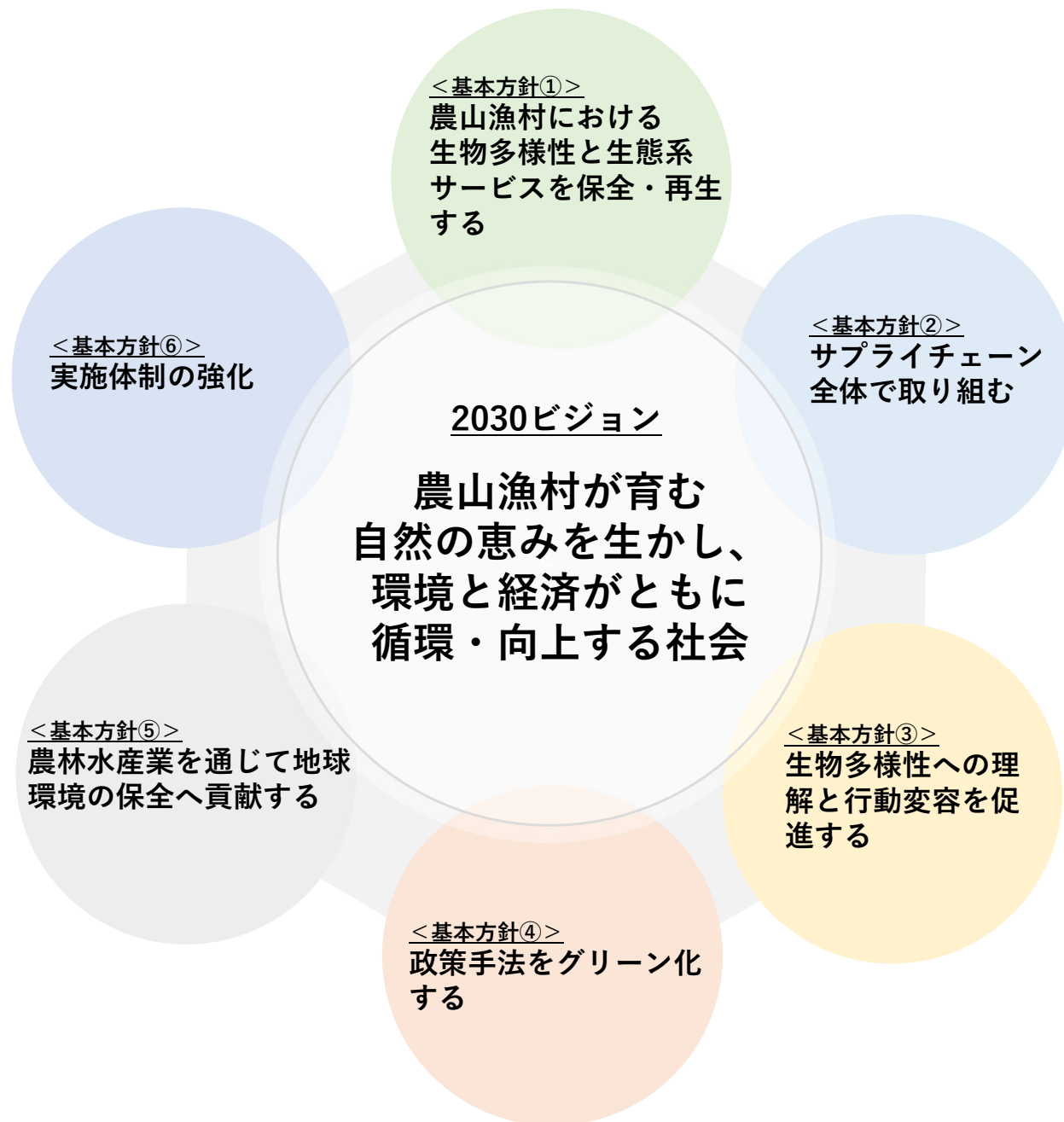
<見直しのポイント>

- 環境と経済がともに循環・向上する社会を実現するため、生物多様性の主流化にサプライチェーン全体で取り組む
- みどりの食料システム戦略を始めとする各種計画と整合性をとり、関連施策の一体的な実施を行う
- 農林水産業や農山漁村が生物多様性に与える正負の影響について触れ、生産現場を支える農林水産事業者の理解を促す
- 日々の暮らしで利用する商品やサービスと生物多様性の関係性について触れ、消費者の行動変容を促す
- 企業が本業において自然資本のリスクと機会を分析して意思決定に取り込むことを促し、ESG投融資の拡大に導く
- 気候変動と生物多様性の対策にはシナジーとトレードオフがあることから、環境課題に対する一体的な取組を目指す

農林水産省生物多様性戦略

- I. まえがき
- II. 現状と課題
- III. 2030ビジョンと基本方針
- IV. テーマ別方針
 1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
 - （1）生産の現場において生物多様性を主流化する
 - （2）生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
 2. 農林水産空間の保全・利用を推進する
 3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
 4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献
 5. 農林水産分野の生物多様性と保全・再生の取組を評価し活用する
- V. 実施体制の強化
- VI. 関連施策一覧
- VII. 用語集

「Ⅲ 2030ビジョンと基本方針」の概要



<基本方針①>

農山漁村における生物多様性と生態系サービスを保全・再生する

- ・ 豊かな生物多様性を守り、生態系サービスを持続的に利用するため、環境創造型の農林水産業の実現を促進する。

<基本方針②>

サプライチェーン全体で取り組む

- ・ サプライチェーンの川上から川下までのあらゆる主体が連携して取り組むことを促す。

<基本方針③>

生物多様性への理解と行動変容を促進する

- ・ サプライチェーンの各主体による環境に配慮した原材料の活用や消費者に向けた啓発等を促す。

<基本方針④>

政策手法をグリーン化する

- ・ 農林水産業・食品産業が環境と調和し、生産力向上と持続性が両立する産業を目指すため、農林水産省の政策手法のグリーン化を進める。

<基本方針⑤>

農林水産業を通じて地球環境の保全へ貢献する

- ・ 国や地方自治体のみならず、サプライチェーンの各主体が、地球環境課題に対して一体的な取組を進めることを促す。

<基本方針⑥>

実施体制の強化

- ・ 環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を各主体の本業において活用するように促す。

「Ⅳテーマ別方針」の概要

「Ⅲ 2030ビジョンと基本方針」を踏まえ、サプライチェーン全体で戦略を実施していくイメージで構成

＜Ⅳテーマ別方針の構成＞

1. サプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
 - (1) 生産の現場において生物多様性を主流化する
 - 1) 農業
 - 2) 森林・林業
 - 3) 水産業
 - 4) 野生生物による農林水産業への被害と防止対策
 - (2) 生産現場の取組を後押ししてサプライチェーン全体において生物多様性を主流化する
 - 1) 生物多様性に配慮した調達、流通、消費及び資源循環の構築
 - 2) 生物多様性への理解の醸成と行動変容の促進
2. 農林水産空間の保全・利用を推進する
 - (1) 農林水産空間の保全・利用を担う人材の確保と育成
 - (2) 農林水産空間の保全・利用の推進
 - (3) 森里川海を通じた生物多様性保全の推進
 - (4) 生態系を活用した防災・減災の推進
3. 遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
 - (1) 農林水産業にとって有用な遺伝資源の保全と持続可能な利用の推進
 - (2) 遺伝子組換え農作物等の規制による我が国の生物多様性の確保
4. 農林水産分野における地球環境保全への貢献
 - (1) 複数の地球環境課題の同時解決を目指す
 - (2) 気候変動と生物多様性
 - (3) 世界の森林生態系保全・再生への貢献
5. 農林水産分野の生物多様性と保全・再生の取組を評価し活用する
 - (1) 農林水産空間の生物多様性にかかる調査・研究
 - (2) 農林水産分野における生物多様性保全・再生の取組の見える化
 - (3) 金融やビジネスが活用できる生物多様性データ提供の検討